

# 鳥取縣公報

昭和二十一年七月二十九日

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格ル

## 告示

◆鳥取縣告示第三百二十四號

營業稅審査委員會規程を次のようく定める。

昭和二十一年七月二十九日

鳥取縣知事　西尾愛治

○營業稅審査委員會規程

第一條 各地方事務所内に郡市營業稅審査委員會（以下

委員會といふ）を置く。

第二條 委員會は地方事務所長（昭和十七年五月鳥取縣

令第三十六號により縣稅賦課徵收事務を委任された地

方事務所長たる事務吏員を含む以下同じ）の諸間に應

じ營業稅の課稅標準たる營業純益を審査する。

第三條 委員會は會長及び委員若干名を以てこれを組織

する。

第四條 委員は市町村長、營業者その他關係者の中から知事がこれを委嘱又は任命する。

第五條 會長は委員會においてこれを互選する。

第六條 委員の任期は二年とする。但し特別の事由があ

るときは任期中といえどもこれを解任することができる。

委員中缺員を生じたため補充した委員の任期はその前

任者の残任期間とする。

委員は前二項の規定にかゝらず後任者の就任するま

で在任する。

第七條 委員會は地方事務所長がこれを招集する。

第八條 會長は會務を總理し會議の議長となる。

會長事故があるときはその職務を代理する者を委員會に於いて互選する。

第九條 委員會は委員の半數以上出席しなければ會議を

開くことができな。

議事は出席委員の過半數を以てこれを決する。可否同數のときは議長の決するところによる。

第十一條 委員會に幹事及び書記若干名を置き、地方法務所長がこれを命ずる。

幹事及び書記は會長の指揮を受け會務に從事する。

この規程は公布の日からこれを施行する。

東晉書卷之三十一

東京地方事務所管内において縣税検査並びに縣税清査者財産差押證票を次のように交付しました。

昭和二十二年七月二十九日

區分	番號	交付年月日	所屬廳名	職名	氏名
縣稅檢查	一八	昭和二十二年七月六日交付	東伯地方事務所	事務吏員	岸田 茂
同	一三八	昭和二十二年七月七日交付	東伯郡赤崎町役場書記	林原 清太郎	岸田 茂
縣稅滯納者財產差額證票	一八	昭和二十二年七月七日交付	東伯地方鳥取縣事務所	事務吏員	岸田 茂

鳥取縣告示第三百二十七號

農林水産業調査指導員である。農林水産業調査員を次の  
ように任命した。

昭和二十年七月一日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

新任者	解任者	職務執行の區域	任免年月
角 勳	足立要一	西伯郡中瀬村	昭和二十一年六月三十日
井謙邦雄	隔 竹次	東伯郡灘手村	同五月九日
行 正幸	電家活一	米子市	同七月九日



00203

一、漁業権者 氷高郡湖山村  
一、漁業時期 自翌年二月二十八日至翌年一月三十日  
至翌年一月三十日に變更

一、免許番號 免許番號第一五五號

一、漁業名稱 定置漁業貯築類漁業堰四手網

一、漁業権者 氷高郡湖山村

一、漁業時期 自八月一日至翌年二月二十八日

自六月一日至翌年一月三十日

自六月一日に變更

一、免許番號 免許番號第一五六號

一、漁業名稱 定置漁業貯築類漁業堰四手網

一、漁業権者 氷高郡湖山村

一、漁業時期 自八月一日至翌年二月二十八日

自六月一日至翌年一月三十日

自六月一日に變更

一、漁業時期 自八月一日至翌年二月二十八日

自六月一日至翌年一月三十日

自六月一日に變更

一、漁業時期 自八月一日至翌年二月二十八日

自六月一日至翌年一月三十日

自六月一日に變更

## 正誤

昭和二十二年七月七日附鳥取縣公報第千八百二十四號中

次のように正誤する。

二ノ一 第二條 昭和二十二年鳥取縣條例第二十號

同 第二條 収入役がそれぞれこれを

二ノ五 第二號樣式備考四 他の税目についてはこの

二ノ八 第二號樣式鑄區 氏名

同 第二號樣式自動車備考一 (二輪車、三輪車……)

二ノ一 第六號樣式備考三 第五號樣式

同 第七十五條 賦課徵收條例昭和二十一年

賦課徵收條例及び昭和十五年  
賦課徵收條例昭和二十一年  
賦課徵收條例及び昭和十五年

一七 漁業權稅

專用漁業、海面專用  
河川湖沼專用  
鳥取縣條例第二十號  
一月一日、一月二十日より  
一月二十日より

河川湖沼專用

同 第十五號樣式

鳥取縣條例第二十號  
同  
賦課徵收條例昭和二十一年  
賦課徵收條例及昭和十五年  
賦課徵收條例昭和二十一年  
賦課徵收條例及昭和十五年

二九 第二十四號樣式備考一 (二輪車、三輪車、四輪車(乗用車、貨物車)) (二輪車、三輪車、四輪車(乗用車、貨物車))

鳥取縣條例第二十號  
同  
賦課徵收條例昭和二十一年  
賦課徵收條例及昭和十五年

## ◆鳥取縣告示第三百三十二號

家畜傳染病豫防法第七條の規定により左の區域内に飼養せられる生後三ヶ月以上の畜牛に對し氣腫疽豫防の注射を施行するから當該畜牛の所有者又は管理者は所定の日時及び場所に畜牛を牽付け注射を受けなければならぬ。

昭和二十二年七月二十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

注射月日 注射區域 注射場所 豫定頭數牽付時刻

自八月二十六日 山上村 一圓 山上村 三〇〇頭自八時

至八月二十七日 山上村 一圓 山上村 三〇〇頭自八時

至八月二十九日 石見村 一圓 石見村 八〇〇頭 同

自八月三十日 福榮村 一圓 福榮村 五〇〇頭 同

至八月三十一日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自九月四日 神奈川村 一圓 神奈川村 五〇〇頭 同

至九月七日 神奈川村 一圓 神奈川村 五〇〇頭 同

自九月九日 米澤村 一圓 米澤村 五〇〇頭 同

至九月十四日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自九月十五日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至九月廿日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自九月廿一日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至九月廿六日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自九月廿七日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至九月卅日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自九月卅一日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至十月一日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自十月二日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至十月三日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自十月四日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至十月五日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自十月六日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至十月七日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自十月九日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至十月十四日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自十月十五日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至十月廿日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自十月廿一日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至十月廿六日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自十月廿七日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至十月卅日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自十月卅一日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至十一月一日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自十一月二日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至十一月三日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自十一月四日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至十一月五日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自十一月六日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至十一月七日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自十一月八日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至十一月九日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自十一月十日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至十一月廿日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自十一月廿一日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至十一月廿六日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自十一月廿七日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至十一月卅日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自十一月卅一日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至十二月一日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自十二月二日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至十二月三日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自十二月四日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至十二月五日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自十二月六日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至十二月七日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自十二月九日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至十二月十四日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自十二月十五日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至十二月廿日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自十二月廿一日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至十二月廿六日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自十二月廿七日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至十二月卅日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自十二月卅一日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至一月一日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自一月二日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至一月三日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自一月四日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至一月五日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自一月六日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至一月七日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自一月九日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至一月十四日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自一月十五日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至一月廿日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自一月廿一日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至一月廿六日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自一月廿七日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至一月卅日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自一月卅一日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至二月一日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自二月二日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至二月三日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自二月四日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至二月五日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自二月六日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至二月七日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自二月九日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至二月十四日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自二月十五日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至二月廿日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自二月廿一日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至二月廿六日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自二月廿七日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至二月卅日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自二月卅一日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至三月一日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自三月二日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至三月三日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自三月四日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至三月五日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自三月六日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至三月七日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自三月九日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至三月十四日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自三月十五日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至三月廿日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自三月廿一日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至三月廿六日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自三月廿七日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至三月卅日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自三月卅一日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至四月一日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自四月二日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至四月三日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自四月四日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至四月五日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自四月六日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至四月七日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自四月九日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至四月十四日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自四月十五日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至四月廿日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自四月廿一日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至四月廿六日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自四月廿七日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至四月卅日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自四月卅一日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至五月一日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自五月二日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至五月三日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自五月四日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至五月五日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自五月六日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至五月七日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自五月九日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至五月十四日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自五月十五日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至五月廿日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自五月廿一日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至五月廿六日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自五月廿七日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至五月卅日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自五月卅一日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至六月一日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自六月二日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至六月三日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自六月四日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至六月五日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自六月六日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至六月七日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自六月九日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至六月十四日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

自六月十五日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同

至六月廿日 黒坂町 一圓 黒坂町 五〇〇頭 同